

保険請求時の留意点 2008年11月

○「亜脱臼」病名

基：投薬や暫間固定は算定不可→「亜脱臼」病名は認めていない
ただし、鎮痛薬の投与は可
国：再植がなければ算定可

○「Dul」病名のみでの歯科疾患管理料（歯管）の算定

基：算定不可
国：局部床義歯の場合は算定可

○顎運動関連検査

基：上下同時に行なった場合、ChBのみの検査で×2は原則算定不可
国：×2の算定可

○「G」病名でのパントモ

基：16歳未満は原則として算定不可
国：16歳未満の場合は「Pとの鑑別」等の摘要記載があれば算定可

○「P」病名でのパントモ

基：基本治療や外科終了後のパントモは診断料が50/100での算定
国：SRP後であれば所定点数の算定可

○「Perico」病名でのパントモ

基：「開口障害」の摘要記載が必要
国：下顎智歯の場合は記載不要

○「P」病名での抗菌剤の投薬

基：原則として基本治療中は算定不可
→SRP、PCurで「細菌性心内膜炎」と適用記載あれば可
国：SRPやPCur時の算定可

○「P」の咬調

基：1回目の歯周組織検査後でなければ算定不可
国：時期は問わない

○「P」の暫間固定

基：2回目の歯周組織検査後で基本治療中に行なった場合算定可

国：1回目の歯周組織検査後であれば算定可

○感染根管処置後、同月に抜歯に至った場合

基：消炎拡大（130点）に査定

国：3回根管貼薬が行われていたら所定点数の算定可

傾向的でなければ2回でも可

○「Per→歯根破折」で感染根管処置と同月の抜歯

基：外傷等の理由による場合はそれぞれの所定点数の算定可

国：理由は問わず算定可

○「乳歯列」の歯周組織検査及びスケーリング

基：共に算定可だが、検査がなければ査定

国：歯管の算定がなければ検査のないスケーリングも可

○「P処」と特定薬剤

基：P処の算定がない特定薬剤の算定不可

国：P処の算定がない特定薬剤の算定可

○「P急発、AA」病名でのAA切開

基：算定不可

国：算定可

○同月切開後の抜歯

基：原則として切開の査定

→保存目的での消炎処置であることを摘要記載すれば共に算定可

国：共に算定可

○開窓術（140点）時のレントゲン

基：原則としてレントゲンがなければ算定不可→摘要記載があれば可

国：レントゲンがなくても算定可

○「補管」中の歯牙を抜歯した後の補綴処置

基：Br 及び義歯共に算定不可

国：Br は認めないが義歯は算定可

○「(5)(6)7 欠損」の延長 Br

基：対合の 7 番が欠損している場合、及び義歯や延長 Br で補綴されている場合も原則算定不可→必要である医学的妥当性があれば算定可

国：義歯や延長 Br で補綴されている場合や欠損していても延長 Br の必要性を摘要欄に記載すれば算定可

○3 番が健全歯の場合の「4 (5)(6) 欠損」の延長 Br

基：算定不可

国：算定可→中間欠損（小臼歯）の Br は全て算定可

○TCond の回数

基：歯科医学的に妥当性があれば回数に関係なく算定できる

→5 回まで

国：歯科医学的に妥当性があれば回数に関係なく算定できる

→5 回が目安だが、必要な理由を適用記載すればそれ以上も可